

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

（令和3年12月21日
閣議決定）

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和3年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）」（令和2年12月21日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2 一括法案の提出等

下記4及び5の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和4年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う。

【内閣府】

(16) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

(i) (略)

(ii) 子育てのための施設等利用給付（30 条の 2）を受ける保護者が、月の途中で他の市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）に転居した場合等における施設等利用費の日割り計算については、以下の措置を講ずる。

- ・ 特定子ども・子育て支援施設等（7 条 10 項 1 号から 3 号までの施設に限る。）における日割り計算の基礎となる日数については、市町村及び事業者の事務負担を軽減するため、令和 3 年度中に府令を改正し、現在「施設又は事業所を開所する日数」であるところ、一律、「その月の平日の日数」とする。
- ・ 日割り計算において生じた 10 円未満の端数については、支給の対象とはしていなかったところ、事業者又は保護者（以下この事項において「事業者等」という。）の負担を軽減する観点から、10 円未満の端数を切捨てせずに、市町村から事業者等に施設等利用費として支給することとし、その旨を地方公共団体に令和 3 年度中に通知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

(iii) 特定子ども・子育て支援施設等（7 条 10 項 1 号から 3 号までの施設に限る。）の利用に関して、特定子ども・子育て支援提供者（30 条の 11 第 3 項。以下この事項において「提供者」という。）が、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）から施設等利用費（30 条の 2）の支払を受ける場合については、提供者及び市町村の事務負担を軽減するため、令和 3 年度中に府令を改正し、提供者から施設等利用給付認定保護者（30 条の 5 第 3 項）に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を不要とし、その旨を地方公共団体に周知する。

(iv) ～ (vi) (略)